平成２６年（フ）第１７７７号
名古屋市中川区一色新町２丁目2102番地
破産者　株式会社感謝
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６９９号
名古屋市守山区大字中志段味字上寺林99番地
破産者　レディースホーム株式会社
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６２号
名古屋市名東区極楽５丁目110番地の３
破産者　株式会社エムコーポレーション
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８号
岐阜県高山市花岡町２丁目55番地９飛騨ビル１Ｆ
破産者　株式会社ウイングスコーポレーション
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第４９号
三重県名張市すずらん台東１番町88番地、前住所岐阜県高山市丹生川町町方1458番地　メイプルハイム７　712号室
破産者　山田　正勝
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第５３号
大阪市北区樋之口町１番４―405号
破産者　薬師寺久憲
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８９１号
京都市南区吉祥院嶋笠井町99番地
破産者　株式会社小河工務店
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８１６号
大阪府八尾市高砂町３丁目７番地
破産者　ビオスター株式会社
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８５６号
大阪府枚方市岡東町22―12
破産者　株式会社ディーノ
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８９１号
大阪府富田林市錦織中２丁目14番４号、開始決定時の住所大阪府富田林市昭和町２丁目４番７号
破産者　好広建設こと　佐生　好郎
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２００号
大阪府富田林市若松町５丁目３番８号、開始決定時の住所大阪府藤井寺市道明寺２丁目５番24―102号
破産者　藤オートこと　藤本　家広
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４０１号
大阪府高石市綾園６丁目22番28号
破産者　有限会社深山電機
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６５９号
大阪府大阪狭山市大野台６丁目１番13号、商業登記簿上の本店所在地大阪府大阪狭山市池尻北２丁目18番６号
破産者　株式会社にこにこ本舗
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６３７号
神戸市灘区赤松町２丁目３番12―406号
破産者　トライスケイル株式会社
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１７号
神戸市灘区天城通１丁目１番10号
破産者　ロッコウデザインプレイズ株式会社
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８３号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目１番46
破産者　株式会社ネバーランド
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
岩手県北上市大堤南１丁目１番８号
破産者　有限会社太田塗装店
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第７７号
（最後の住所）岩手県北上市相去町高前檀６番地14　社会福祉法人立正会　特別養護老人ホーム　敬愛園、住民票上の住所岩手県北上市大堤南１丁目１番８号
破産者　亡太田壽耕相続財産
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１３２号
最後の住所　仙台市青葉区木町通２丁目５番40号　北五メゾンＡ―７
破産者　亡加藤勝利相続財産
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７８６号
東京都調布市深大寺東町１丁目23番地２内野ハウス101
破産者　佐野　信喜
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７９８号
東京都武蔵村山市大南１丁目31番地の１
破産者　有限会社内野商事
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部